

行財政改革推進計画

# 子どもにも公共施設の使用料を課すのか、 受益者負担の方針は？



澤本 長俊 議員

答

教育的見地から実施する活動は全額免除とする

公共施設の使用料（受益者負担）を求めることは、

市民の公平公正の観点から、また各施設の維持管理費等のことから考えても当然のことと理解できる。しかし、子どもたち、特に義務教育の中学生以下の子どもたちも受益者とする考え方は持つべきではない。

高島市の子どもたちは、高島市が責任を持って教育し育てるという教育の柱、また、市長マニフェストにも「子どもの生きる力を育み可能性を伸ばす」とうたわれている。

問

3月議会、6月議会と続けて問題提起してきた。その際「再度検討協議します」とのことであったが、未だ明確な方針が聞けていない。来年度予算にも関連するので、検討の結果、どのような方針で進められようとされているのか。

答 総務部長

現在、減免基準の詳細を検討している中で、市が主催または共催する場合や、保育・教育活動の一環として施設を使用する場合は全額免除の方針であり、スポーツ少年団等の教育的見地から実施される青少年育成活動についてもこれに該当するものと考えています。



スポーツ少年団の子どもたち



問

子どもたちには、無料が当たり前ではなく、使わせていただいていることに感謝することをしっかり教え、伝えなければならぬと考えるがいかがか。

答 教育長

子どもたちには、様々な経験ができることは指導者の方あるいは家族等、多くの方々の支えのお陰であるということ、これを、これまでも話をさせていただいていますが、今後ともご質問いただいたことも大事にし、教育委員会からもしっかりと働きかけていきます。